

§ 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する

物件の設置に関する行為の制限に関する事項

5-1 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本事項

幹線道路沿道区域においては、景観形成に関する総合的な取組みを必要とします。したがって、当該区域の景観形成の目標及び方針に基づき、建築物や工作物の形態意匠に関する制限にあわせて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

5-2 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- 屋外広告物は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、形状・色彩については、建築物及び周辺の景観との調和に配慮します。